

都城市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
都城市長
都城市教育委員会
都城市議会議長
都城市選挙管理委員会
都城市代表監査委員
都城市農業委員会
都城市消防局長

都城市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、都城市長、都城市教育委員会、都城市議会議長、都城市選挙管理委員会、都城市代表監査委員、都城市農業委員会、都城市消防局長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、市長部局、教育委員会、市議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会、消防局の全部局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、最も大きな課題に対応するものから順に次のとおり目標を設定する。

(1) 消防局を除く全部局

女性管理職の登用について

平成32年度までに、副課長級以上の管理職の女性職員の割合を平成27年度の実績（8.9%）より6.1%以上引き上げ、15%以上にする。

職員採用試験の受験者について

平成32年度までに、一般行政職（技術員・消防吏員を除く）の受験者総数に占める女性割合について、50%を目指す。

男性職員の出産補助休暇等の取得の促進について

平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の出産補助休暇、育児参加のための休暇の取得割合を90%以上にする。

(2) 消防局

職員採用試験の受験者について

平成 28 年度から平成 32 年度までの間、消防吏員採用試験の女性受験者数を毎年度 5 人以上にする。

男性職員の出産補助休暇等の取得の促進について

平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の出産補助休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 90%以上にする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

2 で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 消防局を除く全部局

女性管理職の登用について

- ① 平成 28 年度より、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ② 平成 28 年度より、女性管理職員と主幹級以下の女性職員との意見交換会を実施する。
- ③ 平成 28 年度より、女性職員を対象とする外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）へ派遣を行う。

職員採用試験の受験者について

- ① 平成 28 年度より、採用パンフレット・ホームページ等で子育て支援制度を紹介する等、女性が働きやすい職場であることを積極的に広報する。
- ② 平成 28 年度より、近隣の大学や高校を対象に採用情報を提供する。

男性職員の出産補助休暇等の取得の促進について

- ① 平成 28 年度より、全職員に対し各種両立支援制度（育児休業、出産補助休暇・育児参加のための休暇）の周知を行う。
- ② 平成 28 年度より、所属長は、父親となる職員が連続休暇を取得できるように、必要に応じて職場の中での応援体制をつくる。

(2) 消防局

職員採用試験の受験者について

- ① 平成 28 年度より、女性を含めた消防吏員受験者増のために、高校・専門学校等を積極的に訪問し、説明を行う。
- ② 平成 28 年度より、消防吏員採用試験について、採用パンフレット・ポスター・フェイスブック等で女性も受験できることを積極的に広報する。

男性職員の出産補助休暇等の取得の促進について

- ① 平成 28 年度より、全職員に対し各種両立支援制度（育児休業、出産補助休暇・育児参加のための休暇）の周知を行う。
- ② 平成 28 年度より、所属長は、父親となる職員が連続休暇を取得できるように、必要に応じて職場の中での応援体制をつくる。